

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 2 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

感染症対策に係る時差出勤制度（非常勤嘱託職員等）について（通知）

令和 2 年 2 月 2 7 日付け事務連絡により、感染症対策に係る時差出勤制度の活用について通知したところですが、緊急対応として、非常勤嘱託職員及び臨時職員の時差出勤制度についても下記のとおり実施します。

記

1 目的

通勤ピーク時の出勤を回避することで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため。

2 対象職員

非常勤嘱託職員、臨時職員

（美術館、保育園、児童館及び学童保育所に勤務する職員、施設管理業務に従事する職員は除く）

※電車・バス等の公共交通機関を利用する職員を優先的に対応するものとする。

3 実施期間

令和 2 年 3 月 3 日（火）から 3 月 3 1 日（火）まで

4 時差出勤時間等

- (1) 当該職員の正規の勤務時間の開始時間の前後 1 時間を上限として 3 0 分単位で加算又は除算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間とする。

- (2) 1日の勤務時間は従前と同様とする。
- (3) 休憩時間は所属長が決定する。

5 留意事項

- (1) 時差出勤に伴い市政運営及び業務に支障が生じないように、午前9時から午後4時の間においては配置職員（正規職員等を含む）が7割以上となるよう、利用人数や時間帯に留意の上活用すること
- (2) 本制度については職員からの申し出により対応することとする。なお、所属長から制度内容を説明し、本人同意を得ること

6 申請方法等

別添の「時差出勤伺及び命令簿（非常勤嘱託職員及び臨時職員）」（c-navi 情報ライブラリー職員課共通様式集 No. 2218 に掲載）により、前日までに所属長へ申請すること

7 実績報告

所属長は「時差出勤伺及び命令簿（非常勤嘱託職員及び臨時職員）」の写しを、令和2年4月7日（火）までに職員課人事研修係へ提出すること

8 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係（内線2503）

総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係（内線3804）

時差出勤向及び命令簿 (非常勤嘱託職員及び臨時職員)

課等の名: ●●課

氏名 ●●●●●

雇用形態: 非常勤嘱託職員

令和2年3月分

No.1

勤務者印	勤務日	時 差 出 勤 内 容		変更又は取消しとなる場合				所属 長印
		勤務時間 (上段) 休憩時間 (下段)	時差出勤事由	勤務者印	事由	勤務時間 (上段) 休憩時間 (下段)	所属 長印	
	3日(火)~6日(金)	9:30~18:00 (13:00~14:00)	新型コロナウイルス感染症対策		<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: : ~ : : (: : ~ : :)		
	9日(月)~13日(金)	7:30~16:00 (12:00~13:00)	新型コロナウイルス感染症対策		<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: : ~ : : (: : ~ : :)		
	日 ()	: : ~ : : (: : ~ : :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: : ~ : : (: : ~ : :)		
	日 ()	: : ~ : : (: : ~ : :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: : ~ : : (: : ~ : :)		
	日 ()	: : ~ : : (: : ~ : :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: : ~ : : (: : ~ : :)		
	日 ()	: : ~ : : (: : ~ : :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: : ~ : : (: : ~ : :)		
	日 ()	: : ~ : : (: : ~ : :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: : ~ : : (: : ~ : :)		

※非常勤嘱託職員及び臨時職員が時差出勤を行う場合は、当該時差出勤の勤務時間及び休憩時間を記入する(勤務時間の開始時間の前後1時間を上限として30分単位とする)。

※時差出勤事由は「新型コロナウイルス感染症対策」と記入する。

時差出勤伺及び命令簿 (非常勤嘱託職員及び臨時職員)

課等の名: _____ 氏名 _____ 雇用形態: _____ 年 月 日 No. _____

勤務者印	勤務日	時 差 出 勤 内 容			変更又は取消しとなる場合			所属 長印
		勤務時間 (上段) 休憩時間 (下段)	時差出勤事由	所属 長印	勤務者印	事由	勤務時間 (上段) 休憩時間 (下段)	
	日 ()	: ~ : (: ~ :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: ~ : (: ~ :)		
	日 ()	: ~ : (: ~ :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: ~ : (: ~ :)		
	日 ()	: ~ : (: ~ :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: ~ : (: ~ :)		
	日 ()	: ~ : (: ~ :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: ~ : (: ~ :)		
	日 ()	: ~ : (: ~ :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: ~ : (: ~ :)		
	日 ()	: ~ : (: ~ :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: ~ : (: ~ :)		
	日 ()	: ~ : (: ~ :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: ~ : (: ~ :)		
	日 ()	: ~ : (: ~ :)			<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し	: ~ : (: ~ :)		

※非常勤嘱託職員及び臨時職員が時差出勤を行う場合は、当該時差出勤の勤務時間及び休憩時間を記入する (勤務時間の開始時間の前後 1 時間を上限として 30 分単位とする)。
 ※時差出勤事由は「新型コロナウイルス感染症対策」と記入する。

31教総総第2384号

令和2年2月28日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤田 裕司

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業に係る対応について

新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく公立学校の対応について、令和2年2月28日付31教総総第2384号により依頼したところですが、実施にあたりましては下記に留意されますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業の開始日について

臨時休業の開始日については、原則として令和2年3月2日としたところですが、臨時休業の開始に当たり、新学期に向けた円滑な移行や休業中の学習や生活に係る指導等の必要性により地域の実態に応じた開始日を設ける対応を図ることは可能です。

2 臨時休業中の保護者への配慮

保護者が仕事を持っている場合、臨時休業中の児童・生徒の居場所の確保が必要となり、対応が求められることとなります。特に保護者が医療福祉、公共交通機関、ライフライン等の仕事に携わっている場合もありますので御配慮願います。

以下に例示する対応策などを参考に、首長部局と連携し、適切な対応を図ってください。

- 学校施設を弾力的に活用した子供たちの居場所の提供
- 春休みと同様の運用に学童クラブを活用した子供たちの居場所の提供
- 児童館、子育て広場、ベビーシッターの活用等による居場所の確保 など

令和 2 年 2 月 28 日

各都立学校長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤田 裕司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく都立学校の対応について (通知)

令和 2 年 2 月 27 日に開催された政府第 15 回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請に基づく都立学校の対応について、下記のとおり通知いたします。貴職におかれましても幼児・児童・生徒及び教職員に周知するとともに、感染症予防対策に万全を尽くすようお願い申し上げます。

記

1 学校の臨時休業の実施について

令和 2 年 3 月 2 日から春季休業まで臨時休業を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童・生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

2 休業中における教育活動について

(1) 学年末考査

3 月 2 日以降に実施予定の学年末考査は実施しない。学年末評定については、原則として 1・2 学期の評定及び 3 学期の平素の学習状況等を総合的に評価し決定する。

(2) 卒業式

臨時休業中に予定されている卒業式については、令和 2 年 2 月 26 日付 31 教総総第 2347 号に基づき実施する。

(3) 新入生招集日

感染リスクへの対策を講じた上、予定された日程で必要最小限に留めて実施する。
新入生に、入学式等についての連絡がとれる体制を整える。

(4) 修了式

予定された日程で、混雑時を避けて登校させるとともに、放送設備等を活用し各教室で実施する。

(5) 自宅学習

児童・生徒が自宅で学習できるよう、学習内容等について指示する。

なお、ICTパイロット校、BYOD研究指定校をはじめとして、ICT機器を使用して、生徒と双方向のやり取りなどができる環境が整っている学校については、この間の自宅学習に積極的に活用する。

(6) 部活動

行わないこととする。

(7) 個別の指導が必要な生徒への対応

必要に応じて、課題等の送付などにより指導を行う。

なお、登校させる場合には混雑時を避けること。

(8) 特別支援学校における対応

特別支援学校においては、保護者の都合はより自宅等で過ごすことが困難な幼児・児童・生徒については福祉等と連携した支援体制が整うまでの間、また、子供たちの精神的な安定という観点から必要な場合は、学校で過ごすことができるように配慮する。

3 感染症予防策の徹底について

臨時休業中の感染症予防策については、令和2年2月26日付31教総総第2347号に基づき実施すること。また、自宅等においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

なお、同通知文における春休み期間の健康観察等についても、実施するよう指導すること。

4 教職員の勤務について

教職員の勤務については、以下のとおり取り扱うこととし、詳細は別途通知する。

(1) 年次有給休暇取得の奨励

更なる感染拡大防止に向け、特に3月中は、学校の全教職員について、年次有給休暇の積極的な取得を奨励する。

(2) 時差通勤

混雑時の移動を回避する観点から、時差勤務等の活用により、原則、早出又は遅出の勤務(勤務時間の開始が午前8時00分以前又は午前10時00分以降に設定)を実施すること。

なお、時差通勤については、長期休業日の期間に限らず、全ての教職員を対象とし、振分け割合の設定は行わない。

(3) 自宅勤務

所属長が可能と判断した場合に、教職員に対して自宅勤務を認めることができる。ただし、外出は原則禁止とする。自宅勤務の実施に当たっては、教職員は事前に業務内容を明らかにし、公務運営に支障がない範囲で所属長が承認する。実施の際には、勤務の開始時及び終了時に職場等への定期連絡を行うこと。

また、個人情報の持ち出しや自宅での取扱いは、各学校の保有個人情報安全管理基準等に基づき、十分に注意した上で、適切に行うこと。

5 令和2年度東京都立高等学校入学者選抜について

今後予定されている入学者選抜は、令和2年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱に示されたとおりの日程で行うこととする。

なお、検査会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、検査会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行の呼び掛け、間隔を開けた受検者同士の席の配置等、可能な範囲で感染症対策を行うこと。

(担当)

【休業中における教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電話 03(5320)6845

指導部特別支援教育指導課

電話 03(5320)6847

都立学校教育部特別支援教育課

電話 03(5320)6753

【感染症予防策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電話 03(5320)6877

【教職員の勤務について】

人事部勤労課

電話 03(5320)6801

【令和2年度東京都立高等学校入学者選抜について】

都立学校教育部高等学校教育課

電話 03(5320)6745

写

元文科初第1585号
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課 (内2367)

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課 (内2038)

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課 (内2588)

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課 (内3195)

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課 (内3291)

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課 (内2532)

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課 (内3498)

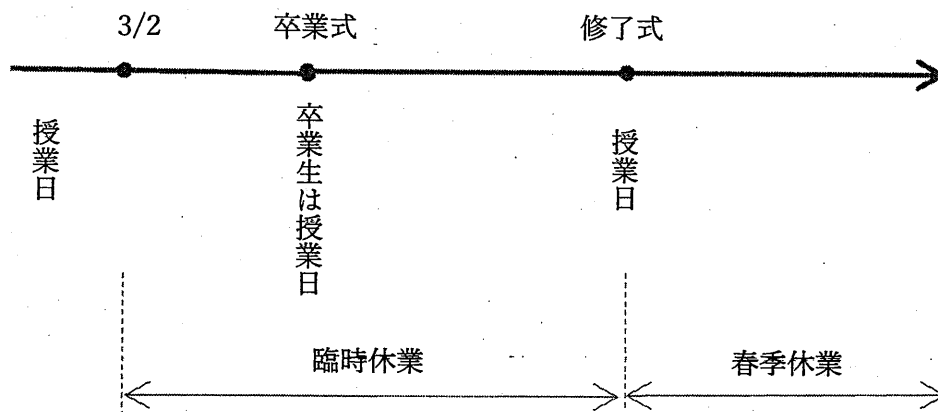
○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課 (内3370)

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課 (内2939)

(参考) 臨時休業と春季休業の考え方



臨時休業の対応について（26市2町）【令和2年2月28日15時現在】

		未定・決定	期間（予定）	卒業式・修了式
1	八王子市	未確認		
2	立川市	決定	3月2日3校時まで登校（持ち帰り等のプリントの用意をそれまでに行う） 3月3日午後～3月25日	実施日については 未定
3	武蔵野市	2/28正午決定	3月3日～3月25日	
4	三鷹市	決定	3月2日～3月25日	
5	青梅市	決定	3月3日～3月15日 16日以降は、3月10日頃に再度検討	
6	府中市	未定（ほぼ決定）	3月2日～3月25日	
7	昭島市	決定	3月2日～3月25日	
8	調布市	決定	3月2日～3月25日	
9	町田市	決定	3月2日～3月25日	
10	小金井市	決定	3月2日～3月25日	
11	小平市	未定	3月2日～	
12	日野市	決定	3月2日（午前中登校） 3月3日～3月15日 ※今後の状況により休校期間が延びる場合あり	
13	東村山市	未定	3月2日～	
14	国分寺市	未定	3月2日～3月25日	実施予定
15	国立市	未定	3月2日（午前中）登校 3月3日～3月25日	
16	福生市	未定	3月2日～	
17	狛江市	未定	（3月2日登校を検討）	
18	東大和市	未定	3月2日～	
19	清瀬市	未定	3月3日～4月5日	実施予定
20	東久留米市	未定		
21	武蔵村山	未定	3月2日～3月25日	
22	多摩市	未定	3月2日午後～4月5日 （3月2日登校の可能性あり）	
23	稲城市	未定		
24	羽村市	未定	3月2日（給食まで） 3月3日～3月25日	実施予定
25	あきる野市	未定	3月4日～3月25日	実施予定

26	西東京市	決定	3月2日～4月5日	
----	------	----	-----------	--

	奥多摩町		3月2日～	
	日の出町		3月2日～	

新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく公立学校の休校等の対応について

※休校期間またはその他の対応についてお知らせください。2020/2/28 14時現在

区名	区立小・中学校	区立幼稚園	備考
千代田	3/2(月)から春季休業日まで臨時休業	開園	卒業式及び修了式は、規模の縮小・時間の短縮などとして実施
中央	臨時休業期間 3/2(月)から3/25(水)(春季休業日の前日)まで 春季休業日 3/26(木)から4/5(日)まで	臨時休業期間 3/2(月)から3/25(水)(春季休業日の前日)まで 春季休業日 3/26(木)から4/6(月)まで	
港	3/2(月)から始業式まで休校	3/2(月)から始業式まで休園	
新宿	3/2(月)から3/25(水)まで休校	通常どおり開園	
文京	3/2(月)から始業式まで休校	通常どおり開園	
台東	検討中	検討中	
北	未定	未定	
荒川	3/2(月)午後から春休みまで休校	3/2(月)午後から春休みまで休園を基本とする。 家庭の状況により登園することを可とする。	
品川	3/2(月)午後から4/5(日)まで休校	3/2(月)午後から4/5(日)まで休園	区立幼稚園の預かり保育は、休園期間中も実施
目黒	3/2(月)午後から3/25(水)まで 臨時休業3/26(木)から4/5(日)まで 春季休業	通常どおり開園	
大田	3/2(月)午後から4/5(日)まで休校	-	幼稚園は私立のみ
世田谷	3/2(月)から3/14(土)まで休業	通常通り(休園しない)	
渋谷	3/2(月)から3/25(水)まで休校	3/2(月)から3/25(水)まで休園	
中野	令和2年3月2日(月)午後から(現時点で終期は未定) ※3/2は午前授業(給食あり)	令和2年3月2日(月)午後から(現時点で終期は未定) ※3/2は午前保育(弁当なし)	
杉並	3/2(月)から春季休業まで休校	通常どおり開園	
豊島	3/2(月)から4/5(日)まで休校	開園	卒業式、修了式、入学式については規模を縮小して実施。 3/5(木)は登校日とし、児童・生徒、保護者に休校中の学習や生活について説明する。 登校日は必要に応じて設定する。 部活動は休止する。 学童クラブは実施する。
板橋	3/2(月)午後から4/5(日)まで休校	3/2(月)午後から4/5(日)まで休園	
練馬	3/2(月)から春季休業まで休校	通常通り	
墨田	検討中	検討中	
江東	3/2(月)から3/25(水)まで休校	3/2(月)から3/18(水)まで休園	
足立	3/2(月)午後から4/5(日)まで休校	区立幼稚園なし	こども園については休園にしない
葛飾	3/2(月)から3/25(水)まで臨時休業	3/2(月)から3/25(水)まで臨時休業	小学1～3年生について一時預かり実施予定
江戸川	3/2(月)から春季休業まで休校	3/2(月)から春季休業まで休園	

令和2年3月2日

小金井市長 西岡真一郎 さま

小金井市教育委員会 教育長 大熊 雅士 さま

小金井市立小中学校PTA連
会長 前田 薫

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休校措置に対する要望書

令和2年3月2日より本市立小中学校において実施されている臨時休校に関しまして、小金井市小中学校PTA連合会は「前例のない事態」と判断し、急遽3月1日、臨時会長会を招集いたしました。

多くの保護者の皆さまは児童生徒の生命の保護するための措置であると一定のご理解とご協力を頂いております。

しかしながら一部の保護者様におかれまして様々な事由によって子どもの居場所などの現実的な問題に直面されている方、また学習に対する心配、ご懸念をお持ちの方なども多くおられます。

私どもは各校より状況を確認し、小金井市及び小金井市教育委員会の決定を最大限尊重しつつ、今後想定される懸念すべき事柄について要望を申し上げます。

以下挙げる点を何らかの判断、決断をされる際にご留意頂きたくお願い申し上げます。

1. 公式発表は発表の内容が無くとも定期的に行って頂きたい。

情報の不足は保護者が不安を抱く要因です。

定期的に教育委員会発表をご提示頂きたく思います。

2. 行き場のない保護者の方に対する相談窓口の設置を検討頂きたい。

学童保育対象外の保護者の方でどうにも行き場のない方もいらっしゃいます。

こういった方々の相談先がなく苦慮されております。

学校に設けられる相談窓口については望んでおりません。

ただでさえ教職員の皆さまはイレギュラーの対応に追われておられますので、学校内におかれる相談窓口の設置は本意ではありません。

市が責任をもってご対応いただければと存じます。

3. 懸念される「学習の遅れ」に対して家庭での学習に支援頂きたい。

学習の遅れは保護者最大の懸念事項でございます。

児童生徒に対しての十分な今回の措置についての意義の説明、新型コロナウイルス感染症に対して「正しく恐れる」という部分が欠落しているように感じます。家庭での学習と合わせて、感染症対策への理解を深め、有意義な休校期間にさせていただくための支援をお願いしたいと思っております。

またPTA連合会として感染症に関する啓発活動については引き続き相互に展開できればと考えております。

4. 卒業が関連する児童生徒に対してご配慮頂きたい。

小学校6年生、中学校3年生の休校に関して非常に苦しく悲しい状況にあると感じております。このままでは卒業式まで同級生たちと会うことも叶わない状況でございます。小学校低学年の学童保育の児童が午前中だけでも学校が預かっている状況では整合性が取れておらず、保護者の皆さまの理性によって辛うじて治まっているにすぎません。

卒業を控える児童生徒が悔いのない形で卒業を迎えることができるよう、一時的な休校解除などのご配慮を頂きたいと願っております。

5. 休校解除などについては十分な準備期間を設けて頂きたい。

今回の措置は電撃的な発表であり、関係する皆さまが様々な環境で翻弄されたと推察しております。

さまざまなお事情で保護者の皆さまも準備が必要なケースがございます。

以上の五点につきまして、要望を申し上げます。

これから更に困難な決断を強いられる三週間になるかもしれません。

私たちは対話を求めます。行政の意思決定に関わることでありますので難しいことなのかもしれませんが、行政及び地域の皆さまに対してPTA連合会としてできる限りのご協力は惜しまない方針でおります。

単位PTA本部役員の皆さまを中心に多くの保護者の皆さまが各校においてできる限りのご協力をさせていただいていることはご承知頂きたいと思っております。

真剣に地域で子ども達の生命の保護を第一に考えながら、行政とは違う形で子ども達の居場所を作ろうとしている方々がおられることも記しておきます。

このような事態が一刻も早く正常化することを切に願っております。

以上

今年2年3月2日
子ども家庭部

新型コロナウイルス対策業務継続計画(BCP)について(案)

1 設定の考え方

- (1) 新型インフルエンザによる被害想定
この3月・4月の間に流行のピーク約2週間、職員の出勤率を60%と想定した場合
 - (2) 上記期間、職員等の罹患に伴い約2週間、課職員全員出勤出来ない場合
- 上記設定の場合でも、保育園などの児童福祉施設で1人でも罹患者等が発生した場合(近隣市含む)、休園等が想定。期間は東京都と調整
⇒休園となった場合、新たに発生する業務(対応・手続き・居場所確保など)となる。
- フローア一等の消毒作業も想定される場合があり、現在の場所では業務が出来ないことが想定
⇒継続業務(例:手当助成係の手当支給事務)の実施場所やシステム関係(含会計・銀行機能)・経験職員の配置などの調整が必要
⇒かつて、計画停電が起きた際の業務のみの実施(書類の預かり)も

2 業務区分の考え方

- 小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画(BCP) 5頁参照
○ 小金井市事業継続計画地震編8頁参照
を基に「新たに発生する業務」の他に、下記の考え方で業務区分を整理
- (1) 継続業務
 - 市民の身体・生命・財産を直接支える業務及びそのために必要な関連業務で絶対継続することが必要な業務
 - 休止すると重大な法令違反となる業務
 - (2) 縮小業務
 - 継続・休止以外の業務
 - 対面業務等を工夫(電話や郵送で代行できる業務)して実施する業務
 - 委託事業者や非正規職員の占める割合が多い業務
 - (3) 休止業務
 - 約2週間停止しても特段支障がない事業・業務
 - 多数の人が集まる施設運営業務

3 洗い出しの業務(考えられるもの)

- 小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画(BCP) 7頁～26頁(各課所掌事務)
○ 小金井市事業継続計画地震編175頁～209頁(各係の事業・事務)

4 作成に当たり

- (1) 上記3を基に各課・各係で業務や人員数・課題を確認する。
- (2) 各課の現状の業務に応じて、準用、修正、別途作成をし、本部に報告する。

5 その他

- (1) 本部において、継続業務の課題について、整理し対応の検討を。
- (2) あらかじめ各部各課の共通部分の継続業務等の整理を
 - 議会対応・予算関係・会計・契約
 - 部内の事務事業の調整に関すること
 - 課内の庶務に関すること

課	係	分類	所掌事務	区分	備考
子育て支援課	正規・非常勤	6割		S: A: B: C:	新規 継続 縮小 休止
子ども家庭部					
新たに発生する業務			<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の感染予防等に関すること 新型コロナウイルス等の発生時における他の部の応援に関すること 	S	
子育て支援係		①	1 子育て支援の総合調整に関すること	C	
		②	2 次世代育成支援行動計画に関すること	C	
		③	3 児童福祉審議会に関すること	C	
		④	4 ひとり親福祉に関すること（相談）	B	
		⑤	5 母子福祉資金等の経理に関すること	B	
		⑥	6 ひとり親家庭ホームヘルプサービスに関すること	C	委託業務
		⑦	7 部内の事務事業の調整に関すること	B	
		⑧	8 部課内の庶務に関すること	B	
	⑤	③	9 子ども家庭支援センターに関すること	B⇒C	広場事業（委託）で罹患者等が発生した場合休止。電話相談・訪問対応の検討
			10 ファミリーサポートセンターに関すること	C	委託業務
手当助成係		①	1 児童手当等の支給に関すること	A	
		②	2 児童育成手当の支給に関すること	A	
	⑦	④	3 児童扶養手当の支給に関すること	A	

保育課 ②	保育係 ⑭	通常 業務 ⑧	4	愛育手当の支給に関する事	A	
			5	乳幼児の医療費の助成に関する事	A	
			6	義務教育就学児の医療費の助成に関する事	A	
			7	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事	A	
			1	市立保育園の管理運営に関する事	B	保育園で罹患者等が発生した場合休止
			2	民間保育所の指導に関する事	B	保育園で罹患者等が発生した場合休止
			3	利用者負担等に関する事	C	
児童青 少年課 ①	児童青 少年係 ②	通常 業務	4	保育所での保育の実施及び保育の実施の解除に関する事	B	保育園で罹患者等が発生した場合休止
			5	私立幼稚園に関する事	B	幼稚園で罹患者等が発生した場合休止
			6	課内の庶務に関する事	B	
			1	児童館に関する事	B	児童館で罹患者等が発生した場合休止
			2	青少年の健全育成事業及び関係団体に関する事	C	
			3	青少年問題協議会に関する事	C	
			4	課内の庶務に関する事	B	
児童青 少年係 ③	通常 業務 ②		1	学童保育に関する事	B	保育所で罹患者等が発生した場合休止

保育課 ②	保育係 ⑭	通常 業務 ⑧	4	愛育手当の支給に関する事	A	
			5	乳幼児の医療費の助成に関する事	A	
			6	義務教育就学児の医療費の助成に関する事	A	
			7	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事	A	
			1	市立保育園の管理運営に関する事	B	保育園で罹患者等が発生した場合休止
			2	民間保育所の指導に関する事	B	保育園で罹患者等が発生した場合休止
			3	利用者負担等に関する事	C	
児童青 少年課 ①	児童青 少年係 ②	通常 業務	4	保育所での保育の実施及び保育の実施の解除に関する事	B	保育園で罹患者等が発生した場合休止
			5	私立幼稚園に関する事	B	幼稚園で罹患者等が発生した場合休止
			6	課内の庶務に関する事	B	
			1	児童館に関する事	B	児童館で罹患者等が発生した場合休止
			2	青少年の健全育成事業及び関係団体に関する事	C	
			3	青少年問題協議会に関する事	C	
			4	課内の庶務に関する事	B	
児童青 少年係 ③	通常 業務 ②		1	学童保育に関する事	B	保育所で罹患者等が発生した場合休止

課 課長	係 正規・ 非常勤	分類 6割	事業・事務	区分 S:新規 A:継続 B:縮小 C:休止	備考	必要人数 A B の み
子ども家庭部						
新たに発生する業務 子育て 支援課 ②	子育て 支援係 ④	通常 業務 ②	・児童福祉施設の感染予防等に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	S		
			1 子ども・子育て支援新制度に関すること。	C		
			2 子ども・子育て支援事業計画に関すること。	C		
			3 子ども・子育て会議に関すること。	C		
			4 母子自立支援プログラム策定に関すること。	B⇒C		1
			5 助産施設入所に関すること。	B		1
			6 母子生活支援施設入所に関すること。	B		1
			7 母子自立支援員に関すること。	B		1
			8 東京都母子福祉資金に関すること。	B		1
			9 東京都女性福祉資金に関すること。	B		1
			10 ひとり親家庭ホームヘルプサービスに関すること。	B⇒C		委託業務
			11 部内の事務事業の調整に関すること。	B		1
12 部課内の庶務に関すること。	B		1			
⑤	③		1 子ども家庭支援センター運営協議会に関すること。	C		

手当助成係 ⑦	<p>2 子育て相談に関すること。</p> <p>3 親子遊びひろばの運営に関すること。</p> <p>4 育児支援ヘルパーに関すること。</p> <p>5 養育支援訪問事業に関すること。</p> <p>6 子どもショートステイ事業に関すること。</p> <p>7 両親学級に関すること。</p> <p>8 児童虐待に関すること。</p> <p>9 育児不安親支援事業に関すること。</p> <p>10 要保護児童対策地域協議会に関すること。</p> <p>11 ファミリー・サポート・センター事業の運営に関すること。</p>	通常業務 ④	<p>1 児童手当等の申請・支給に関する事務</p> <p>2 児童育成手当の申請・支給に関する事務</p> <p>3 児童扶養手当の申請・支給に関する事務</p> <p>4 愛育手当の申請・支給に関する事務</p> <p>5 乳幼児医療費助成の申請・助成に関する事務</p> <p>6 義務教育就学児医療費助成の申請・助成に関する事務</p> <p>7 ひとり親家庭等医療費助成の申請・助成に関する事務</p>	<p>B⇒C</p> <p>C</p> <p>B⇒C</p> <p>B⇒C</p> <p>B⇒C</p> <p>C</p> <p>B⇒A</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>広場事業（委託）で罹患者等が発生した場合休止。</p> <p>委託業務</p> <p>委託業務</p> <p>委託業務</p> <p>委託業務</p> <p>委託業務</p> <p>新規事案への対応</p> <p>委託業務</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p>
------------	---	-----------	--	---	--	--

事務連絡
令和2年2月28日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

今般、新型コロナウイルスについて、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定されたところです。

母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記基本方針の趣旨に留意するとともに、母子保健事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

記

母子保健事業等の実施については、以下の点に留意すること。

1 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 集団で実施する健康診査、保健指導等について

感染拡大防止の観点から、必要に応じ、延期等の措置をとること。ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも必要に応じて電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。

なお、延期等により、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項に定める月齢の間に乳幼児健康診査を受診できない場合には、別の機会に乳幼児健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断されたい。

2 保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業について

事業の社会的必要性等を踏まえ、事業を継続して実施する場合には、感染拡大防止のための以下の点に留意すること。

(注意事項)

(1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。

(2) 事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

- 3 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について
これらの事業については、上記2と同様の対応とすること。

(参考)

- 厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

三師会からの要望に基づくマスクの対応

- 小金井市医師会 数軒の医療機関で、どうしても入手できないところが出ている。市の支援をお願いしたい。
当座をしのぐため、1000枚を医師会事務局に取りに来てもらうことを調整
- 小金井歯科医師会 会員医療機関全体で不足しているため、市の支援をお願いしたい。
当座をしのぐため、1000枚を歯科医師会事務局に取りに来てもらうことを調整
- 小金井市薬剤師会 医師会等とは、流通ルートが異なるので、市の支援が必要な状態にはない。

※ 消毒液については、市の備蓄が少ないため、協力は困難

市民等からの電話対応

回覧板に市内で新型コロナウイルス感染者が出たとの情報が出ているとの問い合わせ数件。保健所に確認し、そのような事実はないことを確認し、その旨説明

市内民間保育園、訪問看護ステーションから、市内感染発生時の流れ、マスク支援の要望あり

健康課事業中止に伴う問合せ（市民、事業従事者から）